2021年3月版

企画競争説明書

業務名称： アジア地域第５回アジア地域上水道幹部フォーラムに係る水道事業体情報収集及び開催支援業務

調達管理番号： 20a01263

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　プロポーザル作成に係る留意事項

第３章　特記仕様書案

第４章　業務実施上の条件

注）本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。
詳細については「第１　７．プロポーザル等の提出」をご確認ください。
また、見積もりの際には2021年度報酬単価（月額上限額）を適用してください。
（2021年3月3日お知らせ参照）
https://www.jica.go.jp/announce/information/20210303.html

２０２１年３月３１日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第３「特記仕様書案」、第４「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第１章　企画競争の手続き

１　公示

公示日　２０２１年３月３１日

２　契約担当役

理事　植嶋　卓巳

３　競争に付する事項

（１）業務名称：アジア地域第５回アジア地域上水道幹部フォーラムに係る水道事業体情報収集及び開催支援業務

（２）業務内容：「第３　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

（〇）「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

（　）「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

（４）契約履行期間（予定）：２０２１年６月　～　２０２３年１２月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

（５）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が１２ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の15%を限度とする。

２）第２回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の15%を限度とする。

３）第３回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の10%を限度とする。

（６）部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します[1]。

１）2021年度末（2022年2月頃）

４　窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部　契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：三義　望　Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部水資源グループ水資源管理第一チーム

５　競争参加資格

（１）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

１）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

２）独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

３）独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて

[1] 当機構は中期目標管理法人に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

いる者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（２）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第５条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

１）全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

２）日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（３）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

（４）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

６　説明書に対する質問

（１）質問提出期限：２０２１年４月９日　１２時

（２）提出先：上記「４．窓口　【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）
注１）原則、電子メールによる送付としてください。
注２）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
注３）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
（３）回答方法：２０２１年４月１５日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

7　プロポーザル等の提出

（１）提出期限：２０２１年４月２３日　１２時

（２）提出方法：
プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（１）の提出期限日の４営業日前から１営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年1月25日版）」を参照願います。
（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1　）
※依頼が１営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

（３）提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

（４）提出書類：
１）プロポーザル・見積書

（５）プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
１）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
２）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
３）虚偽の内容が記載されているとき
４）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020 年 4 月）**を参照してください。
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）
１）「３　競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
２）以下の費目については、別見積りとしてください。
ａ）旅費（航空賃）
ｂ）旅費（その他：戦争特約保険料）
ｃ）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

ｄ）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

３）以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

ａ）特に無し

４）外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a）US$１　　＝105.743000 円
b）EUR１　　＝129.400000 円
c）KHR１　　＝0.026370 円
d）IDR１　　＝0.007500 円
e）PKR1　　＝0.667530 円
f）PHP1　　＝2.175110 円
g）THB1　　＝3.524700 円

５）その他留意事項

ａ）特になし

８　プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、**別紙の「プロポーザル評価配点表」**に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料１「プロポーザル評価の基準」**及び**別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」**を参照してください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

（１）評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

１）評価対象とする業務従事者の担当専門分野

ａ）業務主任者／水道事業経営／水道技術

２）評価対象とする業務従事者の予定人月数

約　４　Ｍ／Ｍ

（２）評価配点表以外の加点について

評価で６０点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の**別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」**を参照ください。

２）価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第１位の者の点数の２．５％以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として２．５点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：
（当該者の見積価格－最低見積価格）／最低見積価格×１００（%）

最低見積価格との差（%）に応じた価格点

最低価格との差（%）	価格点
３%未満	２．２５点
３%以上　５%未満	２．００点
５%以上　１０%未満	１．７５点
１０%以上　１５%未満	１．５０点
１５%以上　２０%未満	１．２５点
２０%以上　３０%未満	１．００点
３０%以上　４０%未満	０．７５点
４０%以上　５０%未満	０．５０点
５０%以上　１００%未満	０．２５点
１００%以上	０点

（３）契約交渉権者の決定方法
契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。
１）競争参加者の競争参加資格要件を確認。
２）プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
３）評価が６０点未満であったプロポーザルを失格として排除。
４）若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに２点を加算。
５）評価点が僅少（最高評価点との点差が２．５%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
６）上記、１）～５）の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

９　評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を２０２１年５月１４日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

（１）プロポーザルの提出者名
（２）プロポーザルの提出者の評価点
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
①コンサルタント等の法人としての経験・能力
②業務の実施方針等
③業務従事予定者の経験・能力
④若手育成加点＊
⑤価格点＊
＊④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として７営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。７営業日を過ぎて

の申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

１０　契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（１）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

１）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ．当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

２）公表する情報

ア．対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ．直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ．総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

３）情報の提供方法

契約締結日から１ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（２）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

１１　誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

（１）反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア．競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ．役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ．反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
エ．競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
オ．競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
カ．競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
キ．競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
ク．その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（２）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

１２　その他留意事項

（１）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（２）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（３）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（４）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

（５）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

（６）プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

１）調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」＞「調達ガイドライン、様式」＞「コンサルタント等契約　関連ガイドライン／個別制度の解説」
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html）

２）業務実施契約に係る様式：
同上ウェブサイト「調達情報」＞「調達ガイドライン、様式」＞「様式　業務実施契約」
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html）

第２章　プロポーザル作成に係る留意事項

１　プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

注）類似業務：アジア地域における水道事業経営または上水道計画に係る各種業務

２）業務実施上のバックアップ体制等

３）その他参考となる情報

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もありえます。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

２）業務実施の方法

１）及び２）を併せた記載分量は、２０ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

８）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

１）業務管理体制の選択

*本案件では、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの**別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」**を参照ください。*

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

２）評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／水道事業経営（１）／水道技術

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／水道事業経営／水道技術）】

ａ）類似業務経験の分野：水道事業経営または上水道計画に係る各種業務

ｂ）対象国又は同類似地域：東南アジア及び南アジア地域又はその他全途上

国
c）語学能力：英語
d）業務主任者等としての経験

2　プロポーザル作成上の条件

（1）自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICA にて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の４分の３までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の２分の１までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注１）共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
注２）複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注３）評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。
注４）評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
注５）補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
注６）通訳団員については、補強を認めます。

（2）外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ＯＤＡの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の２分の１及び業務従事者数の２分の１を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

３　プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
（１）類似業務の経験	6	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	4	
２．業務の実施方針等	(40)	
（１）業務実施の基本方針の的確性	18	
（２）業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
（３）要員計画等の妥当性	4	
（４）その他（実施設計・施工監理体制）		
３．業務従事予定者の経験・能力	(50)	
（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(50)	
	業務主任者のみ	**業務管理グループ**
① 業務主任者の経験・能力：　業務主任者／水道事業経営（１）／水道技術	(50)	(22)
ア）類似業務の経験	15	7
イ）対象国又は同類似地域での業務経験	8	3
ウ）語学力	7	3
エ）業務主任者等としての経験	15	7
オ）その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇〇	ー	(22)
ア）類似業務の経験	ー	7
イ）対象国又は同類似地域での業務経験	ー	3
ウ）語学力	ー	3
エ）業務主任者等としての経験	ー	7
オ）その他学位、資格等	ー	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(　)	(6)
ア）業務主任者等によるプレゼンテーション	ー	ー
イ）業務管理体制	ー	6

第３章　特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている**「脚注」**については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。
また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第１条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と*受注者名*（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「*アジア地域第５回アジア地域上水道幹部フォーラムに係る水道事業体情報収集及び開催支援*」に係る業務の仕様を示すものである。

第２条 業務の背景

JICA は資金協力を通じた水道施設建設や技術協力も含め、これまでに上水道分野で数多くの協力事業を実施し、各国の水道サービスの改善に努めている。また、本邦研修や第三国研修を通じ、水道事業体の人的ネットワークの強化と「水道一家（Water Family）」としての学びあいの醸成に寄与している。かかる協力の過程において、水道事業の改善には水道事業体幹部のリーダーシップが重要であること、国を超えた域内の教訓や取組事例の共有とネットワーク強化を通じた共働が必要であることが確認されている。

現在、JICA が進めているクラスター・イニシアティブ戦略において、「多様なステークホルダーと共有可能な理想を描き、その実現に向けた目標と定量・定性的な評価軸を設定し、ステークホルダーを巻込みながら資金・資源動員を図ることで、より大きな社会変容を達成する」ことを目指しており、果たすべき役割として様々なステークホルダーとナレッジを共創し、同じ目標に向かって協働を促す場としてのプラットフォーム形成を位置づけている。「アジア地域上水道事業幹部フォーラム」（以下、本フォーラム）はイニシアティブ「水道事業体成長支援-都市水道-」におけるプラットフォームとして、先進的な水道事業の取り組み、官民連携の推進、日本の自治体の活発な国際展開、アジア域内での南南協力の進展など、各ステークホルダーの知見を共有しアジア地域での水道事業の発展に活かす「共創」と「協働」の促進の場として新たに位置づけられ、今後のイニシアティブ展開の中心的な役割を果たすものである。

なお、JICA は水道事業体及び水道行政機関の幹部を対象として、2010 年から現在までに 4 回のフォーラムを実施している。2010 年 1 月に「第 1 回アジア地域上水道事業幹部フォーラム」（以下、第１回フォーラム）を開催し、アジア各国より水道事業体の経営者、及び政府における水道政策主管部門の責任者を招聘した。フォーラムの成果として、横浜フォーラム宣言を採択し、6 つの共通課題（①都市水道に対する政策（水道事業体のみならず中央政府及び地方政府の強力な関与）、②財政と運営（悪循環から好循環への変換）、③無収水対策（新規水源開発よりも経済的）、④都市部貧困層への対策、⑤安全な水と品質管理、⑥人材育成）の解決が必要であることを確認した。これに続き、2011 年 10 月に東京にて「第 2 回アジア地域上水道事業幹部フォーラム」が開催され、「対話と連携」をテーマに第 1 回フォーラムで採択された横浜フォーラム宣言の 6 つの共通課題の解決の必要性を再確認、ODA、水道事業体間連携(WOPs)及び官民連携(PPP)

活用の重要性、フォーラム参加者の各国における活動立ち上げや実行のモニタリングの重要性が確認された。また、第1回フォーラムのフォローアップとして、同フォーラムに参加した国々の水道事業体幹部を対象とした、上水道事業の経営改善に焦点を当てた「アジア地域上水道事業運営・人材育成セミナー」を2010～12年度に亘り3回開催し、2010年度は東南アジア諸国、2011年度は南アジア諸国、2012年度には両地域の水道事業体を対象に経営人材の育成を図ってきた。2014年7月に開催した「第3回アジア地域上水道事業幹部フォーラム」では、アジア12か国31名の水道事業体幹部の他、国内水道事業関係者総勢330名を招いた。その結果、収入確保、メンテナンスと機材調達、人材育成、連携・協力、災害対応等関心の高いテーマについて議論し、結果を「横浜宣言2014」として取りまとめた。2017年8月に実施した「第4回アジア地域上水道事業幹部フォーラム」では、アジア13か国32名の水道事業体幹部の他、国内水道事業関係者総勢281名が参加し、「アジアにおける水道事業体の持続可能な経営」を全体テーマとし、「水道サービスの質と向上」、「財源確保」、「経営環境の能動的改善（ガバナンス）」の三つのセッションで活発な議論が行われ、結果を「横浜フォーラム宣言2017」として取りまとめた。

上記の成果を踏まえた上で、「第5回アジア地域上水道事業幹部フォーラム」を横浜市とJICAで共催することとなった。

第３条 業務の目的

本フォーラムの効果的かつ効率的な実施を促進するため、テーマ案に関連する優良事例の収集やプログラム案の策定支援等、本フォーラムの運営補佐（モデレーターの補助含む）及びフォーラム後のアクションプラン促進を目的とする。現在想定しているテーマ仮案は以下のとおり。2030年～2050年に視野を持ち様々な将来リスク等を見据え水道事業体の在るべき姿を議論することを想定しているが、更に議論すべきテーマがある場合にはプロポーザルにて提案すること

<u>全体テーマ案</u>

ウィズコロナ/ポストコロナに求められる強靭で持続可能な水道

<u>サブテーマ案</u>

（１）水道サービスの事業継続（例　リスク（感染症、気候変動、高齢化）、事業継続（BCP、従業員保護、デジタル化、人材育成、資金流動性（内部留保、水道料金徴収、水道料金改定、外部からのサポート））

（２）水道サービスの拡張＆貧困層への給水、安全な水の供給（例　感染症対策としての水供給の重要性、健全経営、資金調達(補助金、長期資金、BOT等)、適切な水道料金（水準、クロスサブシディ）、貧困層への配慮）

（３）連携と共創（本プラットフォームを通じた共創促進）

第４条 業務の対象地域

日本国内並びに東南アジア･南アジア各国

第５条 関係機関等

本フォーラムに参加する内外の機関を広く対象とするが、最低限以下のような機関が関係機関となる。

(1) 本フォーラムに参加する途上国（アジア）の水道事業体

(2) 本フォーラムに参加する国内の関係機関（大学、水道局、厚生労働省、水道協会等の有識者を想定）
(3) JICA 地球環境部が本フォーラムに関連し委嘱済みのアドバイザー（JICA 元国際協力専門員）及び本フォーラム座長
(4)資本を投資し途上国にて水道事業を行う国内外民間企業、海外投融資による投融資受入実績のある民間水道事業体
(5)本フォーラムの準備・運営を行うフォーラム事務局（JICA 地球環境部、JICA 横浜、横浜市水道局、以下「事務局」）

第６条 業務の範囲

本調査において、コンサルタントは「第３条　業務の目的」を達成するために、「第７条　実施方針及び留意事項」に十分に配慮しながら、「第８条　業務の内容」に示された業務を行う。また、業務の進捗に応じて「第９条　成果品」に基づき、進捗状況に応じた報告書を作成し、発注者に対し説明・協議の上、提出するものとする。

第７条 実施方針及び留意事項

（１）　プラットフォームとしての本フォーラム

本フォーラムはイニシアティブ「水道事業体成長支援-都市水道-」におけるプラットフォームとして、先進的な水道事業の取り組み、官民連携の推進、日本の自治体の活発な国際展開、アジア域内での南南協力の進展など、各ステークホルダーの知見を共有しアジア地域での水道事業の発展に活かす「共創」と「協働」の促進の場として今回から新たに位置づけている。加えて、本フォーラム内にてグループディスカッションを経てアクションプランを策定予定であり、実際に「共創」と「協働」を促していくことを目指している。

（２）　現地調査の対象国、新型コロナウイルス感染拡大に対する対応

現地調査については、以下の 5 か国の水道事業体（ケース事業体）を現時点では想定している。準備会合で 2021 年 7 月頃に決定する予定であるが、以下の 5 か国の６都市の水道事業体の現地調査を行うこととして、見積もりすること。

候補想定：フィリピン（マニラ）、タイ（バンコク）、インドネシア（スラバヤ）、カンボジア（プノンペン、シェムリアップ）、パキスタン（ラホール）

また、「第 3 条　業務の目的」記載のテーマ案を参照し、これらに係るグッドプラクティスとなる取り組みを行っていて調査すべき事業体がある場合にはプロポーザルにて提案をすること。追加提案する水道事業体の調査は見積もりに含める必要はなく、必要な場合には契約変更で対応する。

協議の結果、現地調査対象に含まれない国が生じた場合は、JICA 側で適宜情報共有や情報収集を行う。現地調査の対象ではない水道事業体の本フォーラム参加者の Utility Profile(水道事業体の概況)等の収集についても JICA が行う。

新型コロナウイルスの感染拡大により現地渡航が困難となる場合には、国内作業への振替を行うことなどで対応する。国内業務への振替が必要となった場合の対処・工夫についてプロポーザルで提案すること。

（３） 関係者との十分なコミュニケーション

本フォーラムの実施については、JICA 地球環境部内に事務局が置かれ、共催となる横浜市水道局や、その他関係機関と協議しながら準備を進めていくこととなる。このため、事務局をはじめとする関係機関と密な連絡をとりながら、業務を進める。加えて、フォーラム開催前後では、上記（１）ロジ面での専門業者に対しても運営補佐として密に連絡を取る。

（４） 本フォーラム開催の準備並びに運営

海外並びに国内関係機関からの招聘者への招待状の送付・出席確認、招聘に係る各種業務（航空券、宿泊、手当、保険等）は、JICA が行う。また本フォーラム当日の会場設営や受付、同時通訳等の要員配置等、会議運営のロジ面にかかる業務については、JICA が別途専門業者と契約することを想定している。

（５） 実施報告書の取りまとめ

実施報告書の作成に当たっては、参加事業体が今後事業改善の取り組みをするにあたり活用できるものとして、実施内容を取りまとめるのみならず、参考になるプラクティスや教訓、留意点等をまとめる。更に次回のプログラム案も併せて提案する。また、本フォーラムの成果や本フォーラムを通じて得た情報を、今後 JICA の事業や共創の機会としてどのように活用できるかも整理する。

第８条 業務の内容

コンサルタントは、本フォーラムの内容検討、開催準備、運営及び報告書の作成等の事務局の活動を技術面から支援する。なお、想定する本フォーラムの規模は、参加者数 120 名/1 日程度（海外の水道事業体からの参加者 30 名程度、国内参加者 90 名程度）、期間は 2022 年 11 月上旬の 3 日間程度で、3 セッション程度を予定している（その他、テクニカルツアーを行う予定）。なお、セッションごとにテーマを決め、各セッションの中で発表やグループディスカッションを予定している（仮のテーマ案は上記第 3 条参照）。グループディスカッションにて、グループ毎のアクションプラン策定を予定しており、その実施のフォローアップを行う。

（１） アジアの参加事業体及びケース事業体の情報収集・分析

ア．既存情報の整理と関連情報の収集及びケース事業体候補の提案（2021 年 6 月～7 月）

本フォーラムでは日本を含むアジアから参加が想定される水道事業体のうち、テーマに沿った優良事例を 10 箇所程度選定して、本フォーラムの各セッションで扱うトピックの軸となる事例とする。

このため、受注者は現在実施中であるプロジェクト研究「水供給・衛生分野の新型コロナウイルス対策の教訓と必要な支援方策の検討」での事例や日本国内の事例、その他 WEB 等での文献調査を基に、ケース事業体の候補を JICA 及び事務局に提案し、最終的に調査対象を決定する。

イ．ケース事業体の現地調査（2021 年 8 月～12 月）

ケース事業体の候補となった事業体について現地調査を行い、上記アでまとめた情報の事実関係を水道事業体関係者への聞き取り、視察により確認するとともに、本フォーラムの趣旨に基づき、他の水道事業体等と共有すべき材料があれば、これを追加情報として収集する。併せて、Utility Profile についても収集

し、データの改善等から好事例や議論のテーマになり得る変化がないか確認する。

現地で水道事業体と打合せする際には、オンラインで日本からつなぎ事務局メンバーについても日本から参加する予定である。

現地調査結果については準備会合にて事務局メンバーに対して調査結果報告を行う。

その他、現地調査対象でない国において、情報収集することが望ましい事業体がある場合には、JICAが作業主体として情報収集するが、オンライン会議等を行う場合には同席し議事録作成や情報収集を行う。

ウ．ケース事業体の分析（2022年1月～2月）

上記（１）ア．及びイ．にて日本国内および現地にて収集した情報を基に、インテリムレポートを作成する。同レポートには、下記（２）ア.の議論用の各セッションの内容案に加え、水道事業体ごとに以下の項目等について結果を記載する。

- ✓ 給水サービスにかかる基礎情報
- ✓ 経営状況（財務状況含む）
- ✓ 新型コロナウイルスによる影響と対応策
- ✓ 事業継続のための工夫
- ✓ 事業拡張のための工夫
- ✓ 貧困層への配慮
- ✓ 他事業体との協働
- ✓ 今後のリスクや課題認識と対応

（２） 本フォーラム本体のプログラム策定への技術的取組

受注者は準備会合や個別のやり取りを通じて、ケース事業体、モデレータとともに、フォーラムテーマや各セッションの内容を具体化する。

ア．各セッションの内容案作成（2022年3月）

受注者は事務局及びモデレータと共に、事例分析レポートを基に、各セッションのテーマ、各セッションの発表や議論の内容、結論や提言・教訓にかかる案を作成する。また、受注者は参加事業体が各セッションでの発表や議論に主体的に参加するような仕組みを提案する。

イ．準備会合への出席（2021年7月～2022年10月）

事務局は、実施準備のために月1回程度(2021年度内2ヶ月に1度)（2時間程度）の準備会合を開催することとしている。受注者は会議資料の準備(現地調査で収集・整理した資料に基づく報告、各セッションのテーマ及び内容提案、発表者の発表資料にかかる提言等)及び事務局が作成する資料の作成支援を行い、これに出席する。また、議事録を作成する。なお、準備会合はオンラインを基本とする（必要に応じて横浜市内で開催する可能性あり）。

（３）本フォーラム開催時の運営（2022年11月）

各セッションでの議論の論旨のとりまとめ及び議事録の作成を行うとともに、ラップアップセッション時の事務局からのプレゼン資料を作成する。また、運営補佐としてロジ面を担う専門業者や会場担当者を含め、円滑な進行に向けて密に連絡を取る。

（４）フォーラム報告書の作成（2022年12月）

本フォーラム終了後、各セッションでの議論をとりまとめ、実施報告書を和文・英文で作成する。報告書には、プログラムに沿った実施内容のみならず、以下について含むこととする。

- ✓ 各セッションで共有された目標、発表内容の要旨、参加する水道事業体が本フォーラム後に自身の事業体で実施できる取組みとして共有された成功要因等のプラクティスや教訓の抽出
- ✓ 質疑応答やモデレータによるとりまとめの内容、導出された結論とその解説
- ✓ 今後 JICA が参加事業体に対して行うことが有用なフォローアップの提案
- ✓ フォーラムを継続するに当たっての提言と教訓（次回のフォーラムのプログラム案含む）

（５）アクションプランのフォロー活動（2023 年 12 月まで（フォーラム後１年間））

本フォーラムにてグループ毎のアクションプランを策定する予定であるため（３つ程度のグループを想定）、フォーラム後にアクションプランの実施についてアドバイスや働きかけを行い、実施促進を行う。取るべきアクションは共同アクションだけでなく、フォーラムでの学びを活かした水道事業体の個別アクションを想定する。必要に応じて現地調査を行い、活動状況をモニタリングし、JICA に状況を報告する。また、アクションプランの実施結果を報告書の別冊としてまとめる。

第９条 成果品

業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、（４）を本契約における最終成果品とする。（３）及び（４）（目次案については別紙参照）については製本することとし、その他の報告書等は電子ファイル及び簡易製本で提出する（ホッチキス止め可）。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（２０１４年１１月）」を参照する。

(1)　業務計画書
提出時期　　：2021 年 7 月中旬
部数　　：和文 3 部
(2)　インテリムレポート
提出時期　　：2022 年 2 月下旬
部数　　：和文 10 部
(3)　フォーラム実施報告書
提出時期　　：本フォーラム終了後 1 ヶ月を目処（2022 年 12 月を想定）
部数　　：英文 50 部
　　和文 15 部
　　CD-R：5 部
(4)　アクションプラン実施報告書（フォーラム実施報告書の別冊という位置づけ）
提出時期　　：2023 年 12 月下旬
部数　　：和文 10 部

※報告書作成にあたっての留意点は以下のとおり

（１）各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。必要に応じ図や表を活

用すること。報告書本文中で使用するデータおよび情報については、その出典を明記すること。

（２）各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日および略語表を目次の次の頁に記載すること。

（３）報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。

フォーラム実施報告書の目次案

第１章　幹部フォーラムの概要
第２章　基調講演
第３章　セッション１「水道サービスの事業継続」
第４章　セッション２「水道サービスの拡張＆貧困層への給水、安全な水の供給」
第５章　セッション３「連携と共創」
第６章　各国の水道事業体におけるアクションプラン
第７章　考察
資料　　参加者リスト、発表資料、議事録、現地調査結果概要、Utility Profile

アクションプラン実施報告書(別冊)

第１章　アクションプラン概要
第２章　実施概要
第３章　実施の効果
第４章　今後への教訓

注）本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

第４章　業務実施上の条件

（１）業務工程

2021年6月中旬より国内事前準備を開始し、国内解析を実施し、水道事業体の分析を行う。本フォーラムは2022年11月上旬に実施予定であり、現地調査は、2021年8月～12月頃に実施し、本フォーラム終了後、2022年12月にフォーラム実施報告書を作成・提出する。その後、2023年12月にアクションプラン実施報告書を提出する。

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途

約　１２　人月（Ｍ／Ｍ）（現地６Ｍ／Ｍ、国内６Ｍ／Ｍ）

２）業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

① 業務主任者/水道事業経営（１）/水道技術（2号）
② 人材育成/組織制度
③ 水道事業経営（２）/水道財務

（３）現地再委託

- 現地調査補助業務について現地再委託を認めます。

（４）配布資料／閲覧資料等

１）配布資料

配布資料はありません。

２）公開資料

「第４回アジア地域上水道事業幹部フォーラム」実施報告書

- https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032873.html

（５）対象国の便宜供与（必要な場合に記載）

本業務実施にあたり、JICA各国事務所から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や必要に応じたリクエストレターを発行するとともに、円滑な調査実施のための協力を行うものとする。

（６）その他留意事項

特に無し。